

## 鹿児島大学教育学部における成績評価のガイドラインについて

令和3年4月20日

教授会承認

教育学部における成績評価については、原則として、下記の「成績評価に関するガイドライン」（令和3年3月3日全学教務委員会決定）によるものとする。

ただし、「成績評価に関するガイドライン」②の3に関して、教育学部における実験・実習科目、演習科目、卒業研究科目については、②の1の限りではないものとする。

### 成績評価に関するガイドライン

- ① 本学の成績評価における素点による評価に基づく評定において、その評点と評価基準に関するガイドラインを以下のように定める。

|                 |                                  |
|-----------------|----------------------------------|
| 秀（90点以上）        | 基本的な目標を十分に達成したうえで、極めて優秀な成果を修めている |
| 優（90点未満から80点以上） | 基本的な目標を十分に達成している                 |
| 良（80点未満から70点以上） | 基本的な目標を達成している                    |
| 可（70点未満から60点以上） | 基本的な目標を最低限達成している                 |
| 不可（60点未満）       | 基本的な目標を達成しておらず、再履修が必要である         |

- ②
1. 秀が評価対象者の20%以内に収まることを目安とする。
  2. ただし、履修登録者数が20人未満の科目については、1の限りではない。
  3. 実験・実習科目、演習科目、卒業研究科目、研究科開設科目などについては、各々の特性を踏まえて部局ごとにガイドラインを定める。

なお、本ガイドラインは、令和3年度から教育学部の全在学生に適用する。